

新型インフルエンザ対応行動マニュアル

平成 21 月 11 月

(社)福井県薬剤師会

目 次

1	マニュアルの目的と基本的考え方	1
2	未発生期（発生に備えて）	1
	（1）新型インフルエンザ対策本部の設置	1
	（2）情報収集及び情報提供	2
	（3）新型インフルエンザに備えた業務継続の検討	4
	（4）備品等の整備と管理	4
	（5）発生段階別における対応の円滑な実施のための準備	5
3	発生段階の分類と対応	6
4	発生段階別の対策	7
	（1）第一段階（海外発生期）	8
	（2）第二段階（国内発生早期）	9
	（県内発生早期）	10
	（3）第三段階	12
	A 三 1 感染拡大期（入院措置等により感染拡大を防止）	12
	B 三 2 まん延期（重症患者は入院措置、軽症患者は自宅療養）	13
	C 三 3 回復期（公衆衛生対策が段階的に縮小）	15
	（4）第四段階（小康期）	16
	（5）新型インフルエンザ発生時における主な対策一覧	19
別紙 1	福井県薬剤師会新型インフルエンザ対策本部設置要領	21
別紙 2	福井県薬剤師会新型インフルエンザ対策本部（構成図）	23
別紙 3	政府、福井県機関および関係医療団体等連絡先一覧	24

1 マニュアルの目的と基本的考え方

本マニュアルは、福井県薬剤師会における新型インフルエンザ対策のための具体的な対応を示し、流行時において、職員等への感染拡大や健康被害を最小化し、本会が担う公益的事業や会員サービス等の業務への影響を最小限に止めることを目的とする。

新型インフルエンザの発生の時期や形態についての予測は常に変わり得ること、新型インフルエンザ対策については随時最新の科学的な知見が取り入れられ見直される必要があることから、本マニュアルも今後の情勢の変化等を踏まえて、適宜見直しを行うこととする。

2 未発生期(発生に備えて)

(1) 新型インフルエンザ対策本部の設置

新型インフルエンザの発生に備え、発生した場合の対策の実施について迅速な意思決定が可能となるような体制を確立するため、会長は「新型インフルエンザ対策本部」を設置する。

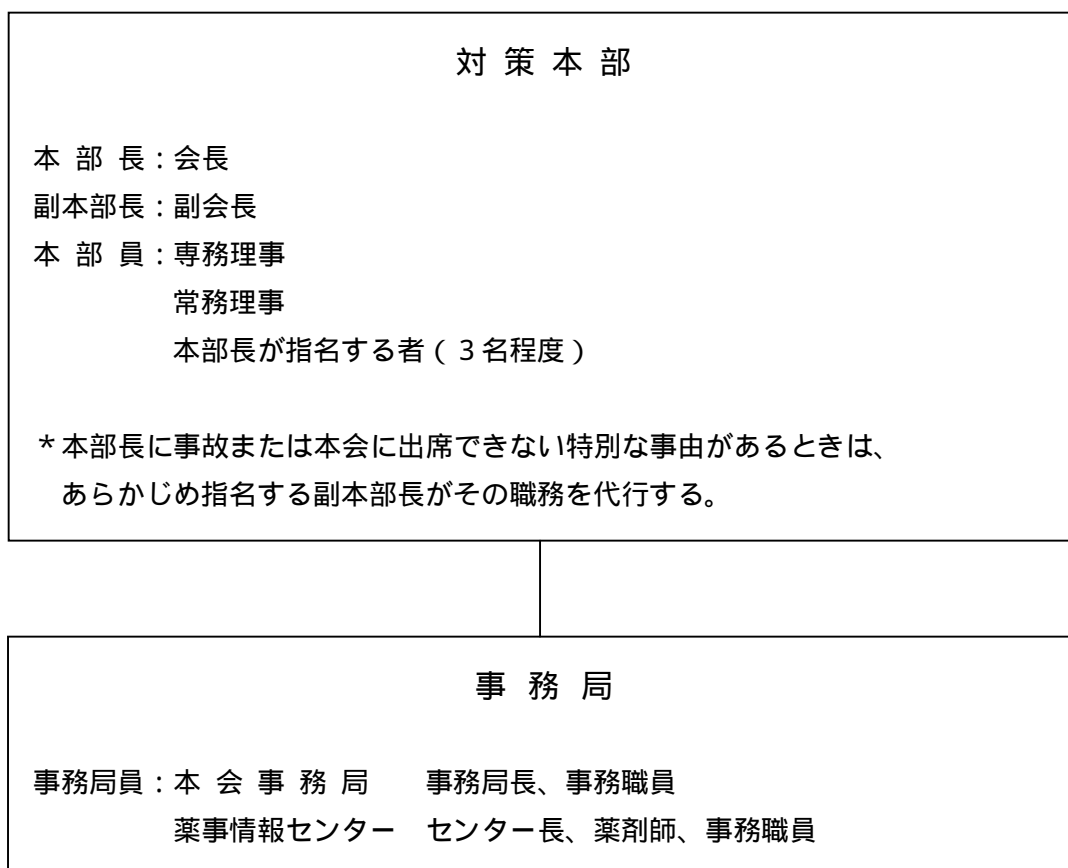
新型インフルエンザ対策本部

新型インフルエンザ対策本部（以下、「対策本部」という。）は、本会における新型インフルエンザ対策全般を統括し、本マニュアルに基づく具体的な対策の実施および解除について決定する。

対策本部の構成は、次の通りとし、本部長が必要とした場合には構成員を追加・変更することが出来る。

対策本部の事務局（以下、「事務局」という。）は、本会事務局ならびに薬事情報センターが対応し必要な情報収集、事務処理を行う。

< 対策本部と本部幹事会議組織図 >

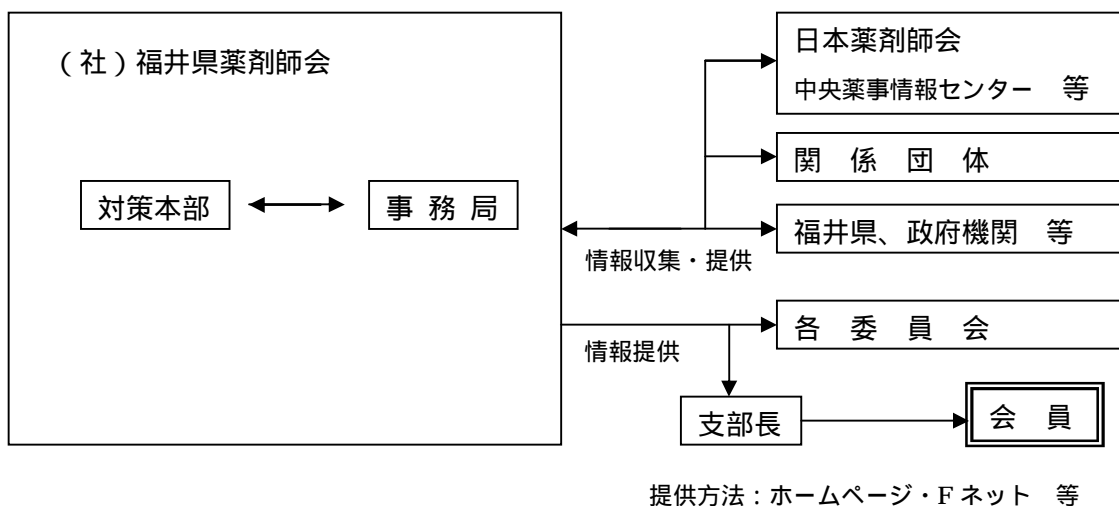


(2) 情報収集及び情報提供

対策本部は、事務局とともに、厚生労働省等の政府機関、福井県健康福祉部等の県関係機関、日本薬剤師会、福井県医師会等の関係団体等から新型インフルエンザに関する必要な情報を収集・検討し、各支部等への適切な情報提供を行う。

また、福井県薬剤師会ホームページに新型インフルエンザに関する項目を設置し、会員に対して必要と思われる情報提供を行う。

< 情報収集及び情報提供体制 >



< 各委員会の役割 >

学校薬剤師委員会

- ・ 学校関連のインフルエンザ対策の情報収集（全国、地方）
- ・ 各地区教育委員会との情報交換
- ・ 担当学校薬剤師が学校保健会との連携する際の周知徹底・支援
- ・ その他関係すること。

保険委員会

- ・ インフルエンザ対策関連の保険業務の会員への周知徹底
- ・ その他関係すること。

職能対策委員会

- ・ 薬局におけるインフルエンザ対策の啓蒙・周知徹底
- ・ その他関係すること

広報出版委員会

- ・ インフルエンザ関連記事（通知等も含む）のHP掲載・会報掲載
- ・ その他関係すること

(3) 新型インフルエンザに備えた業務継続の検討

新型インフルエンザの発生時において、感染の拡大を防止する観点から本会における業務の継続について、あらかじめ対策本部において検討を行い、感染の各段階別に継続する業務及び中止する業務、必要な職員数の配置等の業務体制について定めておく。

また、下記の継続業務判断基準を参考にして感染の各段階別に継続する業務、中止・延期する業務等の内容を整理し、薬剤師会業務が支障の無いよう役員・事務局長等で協議しておく。

各部署において、業務継続に必要な取引業者と新型インフルエンザ発生時の業務の継続について事前確認を行う。業務の継続についての最終的判断は対策本部が決定する。

なお、対策本部、事務局の構成員のみならず、本会の役員・職員間の緊急時の連絡体制を整備しておく。

< 継続業務判断基準 >

発生段階		発生段階継続業務判断基準
第一段階	海外発生期	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として通常業務を継続 ・第二段階以降への対応準備
第二段階	国内発生早期	<ul style="list-style-type: none"> ・総会、委員会、講習会等各種会議の中止・延期の検討 ・原則として、役員・職員以外の来会の禁止を検討
	県内発生早期	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、総会、委員会、講習会等各種会議の中止・延期。ただし新型インフルエンザウイルスの強弱、発生市町村以外での開催他の条件等により判断。 ・原則として、役員・職員以外の来会を禁止
第三段階	三 1 感染拡大期	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、本会内での通常業務を停止。ただし新型インフルエンザウイルスの強弱等の状況により判断。(在宅勤務により対応可能な業務を考慮) ・会営薬局業務は継続維持
	三 2 まん延期	・同上
	三 3 回復期	・同上
第四段階	小康期	・状況を勘案して業務を適宜回復

(4) 備品等の整備と管理

新型インフルエンザの発生に備え、必要な備品等を確保する。

必要な備品：マスク、消毒液、うがい薬、体温計

(5) 発生段階別における対応の円滑な実施のための準備

新型インフルエンザへの対応は、その状況等に応じてとるべき対応が異なることから、あらかじめ状況を想定して、各状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。そのため、各部署においては、発生段階別における対応が円滑に行われるよう必要な事項を検討し、準備しておく。

< 対応を検討すべき事例 >

- ・ 本会内で対策本部の会議が開催できない場合の対応
- ・ 本会の業務実施に必要な一連の取引事業者と新型インフルエンザ発生時の業務の継続についての確認
- ・ 在宅勤務に向けた環境整備
- ・ 第三段階に出勤する役員・職員への補償
- ・ 在宅勤務・待機、時差出勤制を採用した場合の役員・職員の給与等について
- ・ 新型インフルエンザ発生時における決裁や経理処理の方法
- ・ 新型インフルエンザ発生に備えた職員の研修、想定訓練の実施
- ・ 新型インフルエンザ発生時における役員・職員の安否の確認方法 等
- ・ 情報の入手・評価・提供について
- ・ ホームページのメンテナンスの方法 等
- ・ 会営薬局における職員の業務体制について

3 発生段階の分類と対応

新型インフルエンザの発生時における本会の対応については、政府、県等が発令する発生段階にあわせ、本マニュアルに沿って対策本部がその都度決定する。

ただし、福井県での発生が確認された場合や不測の事態等が生じた場合には、福井県等の発令した段階とは異なる対応を、対策本部は実施することができる。

県内での発生が確認された場合には、福井県が「福井県新型インフルエンザ対策行動計画(第2版)(平成21年3月)」の中で定めている発生段階に準拠し、対策本部は本会における対応を実施する。

< 発生段階の分類 >

発生段階		状況
第一段階	海外発生期	<ul style="list-style-type: none"> ・海外で新型インフルエンザが発生した状態。 ・ウイルスの国内侵入を出来るだけ阻止するとともに、国内発生に備えて体制の整備 ・発生国・地域への渡航自粛 ・発生国・地域からの入国に対して検疫を実施する空港・港を集約 ・入国者に対する健康監視・停留等の措置の強化
第二段階	国内発生早期 県内発生早期	<ul style="list-style-type: none"> ・国内、県内で新型インフルエンザが発生した状態。 ・国内での感染拡大をできる限り抑えるため、患者に対する入院措置(感染症指定医療機関等) ・接触者に対する外出自粛要請・不要業務縮小 ・発生地域での学校等の臨時休業や集会・外出の自粛要請 ・感染防止策の徹底の周知
第三段階	国内で、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態。 健康被害を最小限に抑えるとともに、医療機能、社会・経済機能への影響を最小限に抑えることが主な目的となる。	
	感染拡大期	<ul style="list-style-type: none"> ・県内において、入院措置等による感染拡大効果が期待される状態 ・地域での公衆衛生対策を継続して行うとともに、患者に対し感染症指定医療機関等への入院措置
	まん延期	<ul style="list-style-type: none"> ・入院措置等による感染拡大効果が十分得られなくなった状態 ・医療機関における感染の可能性を少なくするため、発症者のうち重症者は入院を受け入れるが、軽症者は原則として自宅療養

	回復期	<ul style="list-style-type: none"> ・県内において、ピークを越えたと判断できる状態。 ・公衆衛生対策を段階的に縮小
第四段階	小康期	<ul style="list-style-type: none"> ・患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ・社会・経済機能の回復を図る ・第三段階までに実施した対策について評価を行い、次の流行の波に備えた対策を検討

4 発生段階別の対策

「新型インフルエンザ対策行動計画」(新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議 平成21年2月改定)等から、新型インフルエンザの発生時の状況を以下の通りと想定し、発生段階別の対策を示す。

< 発生時の状況 >

- 1 海外で発生してから2～4週間程度で日本に到達し、数週間で世界中に拡大
- 2 流行(第三段階)は8週間程度で、流行の波が2～3回程度発生する可能性あり
- 3 発症率25%程度、致死率0.5～2.0%程度
- 4 企業における欠勤率20～40%(最大40%程度)、看護やその他個人的理由によるものを含めると30～50%

(1) 第一段階(海外発生期:国内発生に備えた体制の整備)

目 的	1) 第二段階以降への対応準備
想定される事態・影響	1) 役員・職員の発生国及び発生地域への出張中止 2) 役員・職員の海外出張中止 3) 役員・職員の海外私的旅行の自粛・中止
行動の基準	1) 福井県が「新型インフルエンザ対策本部」を設置し、県対策本部長(福井県副知事)が「第一段階」であると宣言 2) WHOがフェーズ4を宣言

主な対策(行動)

1) 対策本部	各部署に第一段階の対応を指示 情報の収集と分析 新型インフルエンザの発生地域、特徴、症状、治療方法等の情報を収集、検討し、必要な情報を各支部等へ発信 必要な情報については、本会のホームページに掲載 政府、WHOが渡航自粛した国・地域等へ役員・職員の出張の自粛・中止 不測の事態への対応策を検討し、決定 国内発生時における各支部との連絡体制について検討
2) 事務局	対策本部会議の開催を手配 対策本部の決定事項等を周知徹底 備品等の整備確認、配布準備 本会の事業継続に必要な取引事業者と業務継続についての確認・準備 役員・職員へ感染予防措置の啓発喚起 役員・職員へ可能な限りの外出を自粛依頼(繁華街、映画館等の不特定多数の集まる場所への外出を自粛) 各部署における業務継続のために必要な職員数の確認と感染者以外の自宅待機となる職員の取り扱いを検討 会営薬局は医療機関としての業務を継続維持する

業務継続判断基準

原則として通常業務を継続

第二段階以降への対応準備

(2)第二段階-1 国内発生早期:国内での感染拡大をできる限り押さえる。

目 的	1) 役員・職員等の感染防止 2) 役員・職員等への感染拡大の阻止
想定される事態・影響	1) 役員・職員の国内出張の自粛・中止 2) 本会の活動の縮小 3) マスク等の防護具、衛生用品の不足
行動の基準	1) 福井県対策本部長が「第二段階」を宣言

国内発生早期時の主な対策

1) 対策本部	<p>各部署に第二段階（国内発生早期）の対応を指示 情報の収集と分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府、県関係機関等からの情報の分析 ・ 新型インフルエンザの発生状況、特徴、症状、治療方法等の情報を収集、検討し、必要な情報を支部薬剤師会等へ発信 <p>必要な情報を、本会のホームページに掲載 役員・職員の海外出張の中止。 役員・職員の国内出張の自粛、中止を検討 委員会、講習会等会議の延期、中止を検討 役員・職員以外の来会を禁止することを検討 本会事務所の閉鎖について検討 不測の事態への対応策を検討、決定する。</p>
2) 事務局	<p>対策本部会議の開催を手配 対策本部の決定事項等を周知徹底 役員・職員へのマスク配布の準備。 役員・職員以外の来会禁止の決定に伴う受付体制等の準備 消毒薬の事務所入り口及びトイレ内設置準備。 役員・職員への感染予防措置の徹底 （手洗い・うがいの強化等） 役員・職員の不要不急の外出自粛 役員・職員の在宅勤務体制の導入を検討 役員・職員の時差通勤、自動車・自転車・徒歩通勤体制の導入を検討。 役員・職員の感染状況の把握と対策本部への報告 役員・職員本人又は同居者に38度以上の発熱、咳等のインフルエンザ症状が出た場合には、出勤を停止する等</p>

	<p>の処置を実施</p> <p>会内で発症した者への救護体制の確認と検討</p> <p>各支部との連絡体制の構築</p> <p>会営薬局は医療機関として業務を継続維持する。</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------

業務継続判断基準

- 総会、委員会、講習会等各種会議の中止・延期の検討
- 役員・職員以外の来会の禁止（原則）を検討

(2) 第二段階-2 県内発生早期：県内での感染拡大をできる限り押さえる。

目 的	<p>1) 役員・職員等の感染防止</p> <p>2) 役員・職員等への感染拡大の阻止</p>
想定される事態・影響	<p>1) 役員・職員の国内出張の自粛・中止</p> <p>2) 本会の活動の縮小</p> <p>3) マスク等の防護具、衛生用品の不足</p>
行動の基準	<p>1) 福井県対策本部長が「第二段階」を宣言</p> <p>2) 福井県対策本部が、県内で感染者を確認したとした時</p>

-2 県内発生早期時の主な対策

1) 対策本部	<p>各部署に第二段階・県内発生早期の対応を指示</p> <p>情報の収集と分析並びに発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府、県関係機関等からの情報の分析 ・ 新型インフルエンザの発生状況、特徴、症状、治療方法等の情報を収集、検討し、必要な情報を各支部等へ発信 <p>必要な情報を、本会のホームページに掲載</p> <p>役員・職員の海外出張を中止</p> <p>役員・職員の国内出張は原則自粛、中止。但し、その時の状況により出張可能か判断する。</p> <p>委員会、講習会等会議の原則延期、中止。但し、その時の状況により開催等可能か判断する。</p> <p>原則として、役員・職員以外の来会を禁止。但し、特に認められた者はこの限りでない。</p> <p>本会事務所の閉鎖について検討する。</p> <p>不測の事態への対応策を検討、決定する。</p>
---------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>2) 事務局</p>	<p>対策本部会議の開催を手配 対策本部の決定事項等を周知徹底 役員・職員へのマスクの配布 役員・職員以外の来会禁止の決定に伴う受付体制等の準備と実施 但し、来会を許可した場合は、会員談話室において対応する。 入り口に「来会による対応を控えている」旨の周知策を考慮（会営薬局を除く） 消毒薬の事務所内及びトイレ内設置 室内(ドアノブ、机等)の消毒の徹底 役員・職員への感染予防措置の徹底（マスク装着、手洗い・うがいの強化等） 役員・職員の不要不急の外出自粛を徹底 役員・職員の在宅勤務体制を原則実施。但し、その時の状況により可能か否か判断する。 役員・職員の時差通勤、自動車・自転車・徒歩通勤体制の導入 役員・職員の感染状況の把握と対策本部への報告 役員・職員本人又は同居者に38度以上の発熱、咳等のインフルエンザ症状が出た場合には、出勤を停止する等の処置を実施 会内で発症した者への救護体制の確認と実施 各支部との連絡体制を構築 会営薬局は医療機関として業務を継続維持する。</p>
---------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

業務継続判断基準

原則として、総会、委員会、講習会等各種会議の中止・延期

原則として、役員・職員以外に来会の禁止

(3) 第三段階

A 三 1 感染拡大期(入院措置等により感染拡大を防止)

目的	1) 被害の最小化 2) 役員・職員等の感染阻止 3) 重要業務および薬局業務に限って継続
想定される事態・影響	1) 原則として、会内における通常業務を停止 2) 役員・職員、その家族が感染 3) 社会活動の制限 4) 食料等の生活関連物資の不足
行動の基準	1) 福井県の対策本部長が「第三段階」を宣言 2) 福井県知事が「感染拡大期」を宣言 3) 役員・職員、その家族から感染者が発生

主な対策

1) 対策本部	各部署に第三 1段階の対応を指示 情報の収集と分析、発信 ・ 政府、県関係機関等からの情報の分析 ・ 新型インフルエンザの発生状況、特徴、症状、治療方法等の情報を収集、検討し、必要な情報を各支部等へ発信 必要な情報を、本会のホームページに掲載 役員・職員の海外出張の中止を継続 役員・職員の国内出張の原則中止を継続。但し、その時の状況により出張可能か判断する。 委員会、講習会等会議の原則 延期、中止を継続。但し、その時の状況により開催等可能か判断する。 役員・職員以外の来会を原則禁止。(但し、特に認めた者はこの限りでない) 本会事務所の閉鎖について検討 不測の事態への対応策を検討し、決定
2) 事務局	対策本部会議の開催を手配 対策本部の決定事項等の周知徹底 備品等の管理、出勤者への配布 役員・職員以外の来会禁止に伴う受付体制等の実施 消毒薬の事務所内及びトイレ内設置 室内の消毒の徹底

	<p>入り口に「来会による対応を控えている」旨の周知策を実施(会営薬局をのぞく)</p> <p>汚染された廃棄物処理の徹底強化</p> <p>役員・職員への感染予防措置の徹底強化</p> <p>役員・職員の不要不急の外出自粛を徹底</p> <p>役員・職員の在宅勤務体制を原則実施。但しその時の状況により可能か否か判断する。</p> <p>役員・職員の時差通勤、自動車・自転車・徒歩通勤体制の導入。ただし、その時の状況により判断する。</p> <p>役員・職員の感染状況の把握と対策本部への報告</p> <p>役員・職員本人又は同居者に38度以上の発熱、咳等のインフルエンザ症状が出た場合には、出勤を停止する等の処置を実施</p> <p>会内で発症した者への救護</p> <p>業務継続に必要な人員数を確保できない部署に対し、補助人員を確保し、割り当てを行う。</p> <p>各支部との連絡体制を構築</p> <p>会営薬局は医療機関として業務を継続維持する。</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

業務継続判断基準

原則として、本会内での通常業務を停止。(在宅勤務により対応可能な業務を実施)

B 三 2 まん延期(重症患者は入院措置、軽症患者は自宅療養)

目的	<p>1) 被害の最小化</p> <p>2) 役員・職員等の感染阻止</p> <p>3) 重要業務に限って継続</p>
想定される事態・影響	<p>1) 原則として、会内における通常業務を停止</p> <p>2) 役員・職員、その家族への感染が拡大</p> <p>3) 社会活動の制限</p> <p>4) 食料等の生活関連物資の不足、治安の悪化、国民生活が混乱</p>
行動の基準	<p>1) 福井県知事が「まん延期」を宣言</p> <p>2) 役員・職員、その家族から多数の感染者が発生</p>

主な対策

<p>1) 対策本部</p>	<p>各部署に第三 2段階の対応を指示 情報の収集と分析、発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府、県関係機関等からの情報の分析 ・ 新型インフルエンザの発生状況、特徴、症状、治療方法等の情報を収集、検討し、必要な情報を各支部等へ発信 <p>必要な情報を、本会のホームページに掲載 役員・職員の海外出張の中止を継続 役員・職員の国内出張の原則中止を継続。但し、その時の状況により出張可能か判断する。 委員会、講習会等会議の原則延期、中止を継続。但し、その時の状況により開催等可能か判断する。 役員・職員以外の来会を原則禁止。(但し、特に認められた者はこの限りでない) 本会事務所の閉鎖について検討 不測の事態への対応策を検討し、決定</p>
<p>2) 事務局</p>	<p>対策本部会議の開催を手配 対策本部の決定事項等を周知徹底 備品の管理、出勤者への配布 役員・職員以外に来会禁止の決定に伴う受付体制等の実施 消毒薬の事務所内及びトイレ内設置 室内の消毒の徹底 入り口に「来会による対応を控えている」旨の周知策を実施(会営薬局をのぞく) 汚染された廃棄物処理の徹底強化 役員・職員への感染予防措置の徹底強化 役員・職員の不要不急の外出自粛を徹底 役員・職員の在宅勤務体制を原則実施。但しその時の状況により可能か否か判断する。 役員・職員の時差通勤、自動車・自転車・徒歩通勤体制の導入 役員・職員の感染状況の把握と対策本部への報告 役員・職員本人又は同居者に38度以上の発熱、咳等のインフルエンザ症状が出た場合には、出勤を停止する等の処置を実施</p>

	<p>会内で発症した者への救護</p> <p>業務継続に必要な人員数を確保できない部署に対し、補助人員を確保し、割り当てを行う。</p> <p>各支部との連絡体制を構築</p> <p>会営薬局は医療機関として業務を継続維持する。</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

業務継続判断基準

原則として、本会内での通常業務を停止（在宅勤務により対応可能な業務を実施）

C 三 3 回復期(公衆衛生対策が段階的に縮小)

目的	<p>1) 被害の最小化</p> <p>2) 役員・職員等の感染阻止</p> <p>3) 重要業務に限って継続</p>
想定される事態・影響	<p>1) 原則として、会内における通常業務を停止</p> <p>2) 役員・職員、その家族の感染者数がピークを越えて減少</p> <p>3) 社会活動の制限</p> <p>4) 食料等の生活関連物資の不足</p>
行動の基準	<p>1) 福井県知事が「流行終息期」を宣言</p>

主な対策

1) 対策本部	<p>各部署に第三 3段階の対応を指示</p> <p>情報の収集と分析、発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府、県及び関係機関等からの情報の分析。 ・ 新型インフルエンザの発生地域、特徴、症状、治療方法等の情報を収集、検討し、必要な情報を各支部等へ発信 <p>必要な情報を、本会のホームページに掲載</p> <p>役員・職員の海外出張の中止を継続</p> <p>役員・職員の国内出張の原則中止を継続。但し、その時の状況により出張可能か判断する。</p> <p>委員会、講習会等会議の原則延期、中止を継続。但し、その時の状況により開催等可能か判断する。</p> <p>役員・職員以外の来会の原則禁止を継続。(但し、特に認められた者はこの限りでない)</p> <p>本会事務所の閉鎖について検討</p> <p>不測の事態への対応策を検討し、決定</p>
---------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2) 事務局	<p>対策本部会議の開催を手配 対策本部の決定事項等を周知徹底 備品の管理、出勤者への配布 役員・職員以外の来会禁止の決定に伴う受付体制等の実施 消毒薬の事務所内及びトイレ内設置 室内の消毒の徹底 入り口に「来会による対応を控えている」旨の周知策を実施（会営薬局をのぞく） 汚染された廃棄物処理の徹底強化 役員・職員への感染予防措置の徹底強化 役員・職員の不要不急の外出自粛を徹底 役員・職員の在宅勤務体制を原則実施。但しその時の状況により可能か否か判断する。 役員・職員の自動車・自転車・徒歩通勤体制の継続 役員・職員の感染状況の把握と対策本部への報告 役員・職員本人又は同居者に38度以上の発熱、咳等のインフルエンザ症状が出た場合には、出勤を停止する等の処置を実施 会内で発症した者への救護 業務継続に必要な人員数を確保できない部署に対し、補助人員を確保し、割り当て 各支部との連絡体制を構築 会営薬局は医療機関として業務を継続維持する。</p>
--------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

業務継続判断基準

原則として、本会内での通常業務を停止（在宅勤務により対応可能な業務を実施）

(4) 第四段階(小康期: 次の流行に備えた対策を検討)

目的	<p>1) 本会の通常業務の復旧・回復 2) 役員・職員等への感染防止 3) 対策の評価と見直し及び次の流行に備えた準備</p>
想定される事態・影響	<p>1) 役員・職員、その家族の感染者数が減少し、低い水準でとどまる 2) 社会活動の段階的な復旧</p>
行動の基準	<p>1) 福井県対策本部長が「第四段階」を宣言</p>

主な対策

<p>1) 対策本部</p>	<p>各部署に第四段階の対応を指示 情報の収集と分析、発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府、県及び関係機関等からの情報の分析。 ・ 新型インフルエンザの発生地域、特徴、症状、治療方法等の情報を収集、検討し、必要な情報を各支部等へ発信 <p>必要な情報を、本会のホームページに掲載 役員・職員の海外出張の中止の解除について検討し決定 役員・職員の国内出張の中止の解除について検討し決定 委員会、講習会等会議の延期、中止の解除について検討し決定 役員・職員以外の来会を禁止することの解除について検討し決定 業務の復旧について検討し決定 これまで実施してきた対策の評価・見直し 不測の事態への対応策を検討し、決定</p>
<p>2) 事務局</p>	<p>対策本部会議の開催を手配 対策本部の決定事項等を周知徹底 備品の管理、出勤者への配布 原則として、役員・職員以外の来会解除の決定に伴う受付体制等の準備と実施 但し、来会が許可された場合は、会員談話室において対応する。 消毒薬の事務所内及びトイレ内設置 室内の消毒の徹底 来会の解禁に伴い、事務所入り口に衆知 汚染された廃棄物処理の徹底 役員・職員への感染予防措置の徹底 役員・職員の不要不急の外出自粛を徹底 役員・職員の在宅勤務体制の解除を検討。 役員・職員の自動車・自転車・徒歩通勤体制の導入 役員・職員の感染状況の把握と対策本部への報告 役員・職員本人又は同居者に38度以上の発熱、咳等のインフルエンザ症状が出た場合には、出勤を停止する等の処置を実施</p>

	会内で発症した者への救護 各支部との連絡体制を構築 会営薬局は医療機関として業務を継続維持する。
--	--------------------------------------------------------

業務継続判断基準

状況を勘案して業務を適宜回復

本マニュアルの作成にあたっては、日本薬剤師会「日本薬剤師会における新型インフルエンザ対応マニュアル」(平成21年5月)を参考とした。

(5) 新型インフルエンザ発生時における主な対策一覧

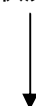
主たる対策（行動）		第1段階	第2段階		第3段階			第4段階
			国内発生	県内発生	感染拡大	まん延	回復	
対策本部	対策本部会議の開催							
	各種情報の分析							
	発生地域、特徴、症状等の情報の収集及び支部への情報提供							
	行政機関等外部情報の確認・検討と発信							
	必要な情報のホームページへの掲載							
	各部署への指示							
	役職員の海外出張の禁止	7						1
	役職員の国内県内出張の禁止		5	7	7	7	7	1
	委員会等会議の延期・中止		5	7	7	7	7	1
	部外者の来会禁止		5	2	2	2	2	1
	事務所の封鎖の検討							1
	業務の復旧についての検討							
	実施した対策の評価・見直し							
	不測の事態への対応							
事務局	対策本部会議の手配							
	対策本部決定事項の周知徹底							
	備品等の整備・配置	3						
	役職員への感染予防措置の啓発・徹底							
	役職員への不要不急な外出の自粛の徹底		4					
	事業継続に必要な取引事業者と業務継続についての確認							
	役職員の在宅勤務体制の導入		5	7	7	7	7	1
	役職員の時差出勤・自動車、自転車等通勤体制の導入		5	7				1
	部外者の来会禁止への対応		5	7	7	7	7	1
	事業者等入り口扉の閉鎖		5	7	7	7	7	1
	入り口等への消毒薬の設置							
来会対応を控える旨の周知策		5	7	7	7	7	1	
役職員の感染状況の把握と対策本部への報告								

事務局	役職員の同居者が発症した場合の出勤停止							
	会内で発症した者への救護		5					
	清掃及び汚染された廃棄物処理の徹底							
	業務継続に必要な補助人員の確保と割当て							
	支部との連絡体制の構築							
	会営薬局における医療の継続							
学校薬剤師委員会								
	学校関連での対策について情報収集							
	各地区教育機関との情報交換							
	学校薬剤師と学校保健会との連携							
保険委員会								
	保険業務の会員への周知徹底							
職能対策委員会								
	薬局における対策の啓蒙・周知徹底							
広報出版委員会								
	関連記事等のHP・会報掲載							

符号の説明

実施【該当事項の実施】

- 1 解除を検討する。
- 2 原則禁止する。
- 3 準備をする。
- 4 自粛を連絡する。
- 5 検討する。【原則、前段階を継続するが、状況により実施を検討する。】
- 6 解禁に伴い中止する。
- 7 判断する。【原則実施（ ）する。但し、状況により、条件付でその対策が実施できるかを判断する。】



新型インフルエンザ菌の強弱や
感染力等および国・県対策本部
日薬対策本部等の動向

社団法人福井県薬剤師会新型インフルエンザ対策本部設置要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、国外、国内および県内において新型インフルエンザが発生する事態に備え、社団法人福井県薬剤師会(以下「本会」という。)が、社団法人福井県薬剤師会新型インフルエンザ対策本部(以下「県薬インフルエンザ対策本部」という。)を設置することに関して、必要な事項を定める。

(設置)

第 2 条 福井県薬剤師会長は、新型インフルエンザが県内外で発生する恐れのある場合、その情勢を踏まえ、適切かつ必要な情報を把握し、会員が的確かつ迅速に対応できるよう、本会に県薬インフルエンザ対策本部を設置する。

(構成)

第 3 条 県薬インフルエンザ対策本部委員の構成は「別表1」のとおりとする。
2 本部長は、必要と認めるとき、県薬対策本部に本会の理事・支部長および関係委員会の委員長(以下「理事等」という。)の出席を求めて、関係業務の実施について協力を要請することができる。

(職務代理)

第 4 条 本部長に事故、または出席できない特別な事由があるときは、あらかじめ指名する副本部長がその職務を代行する。

(業務)

第 5 条 県薬インフルエンザ対策本部は、次の業務を行うものとする。
(1) 新型インフルエンザ発生動向の把握に関すること。
(2) 県内における新型インフルエンザに関する適切な医薬品提供等の情報に関すること。
(3) 県、関係機関等との連絡調整に関すること。
(4) 支部(会員)への適切な情報の提供および把握に関すること
(5) その他、県薬インフルエンザ対策本部の設置目的を達成するために必要なこと。

(情報の把握)

第6条 本部長は、必要により、本会各支部の状況の把握及び適切な情報提供、確認を行うものとする。

(事務局)

第7条 対策本部の事務局は、本会事務局、薬事情報センターに置く。

(雑則)

第8条 前各条に定めるもののほか、県薬インフルエンザ対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が会議に諮ってその都度協議する。

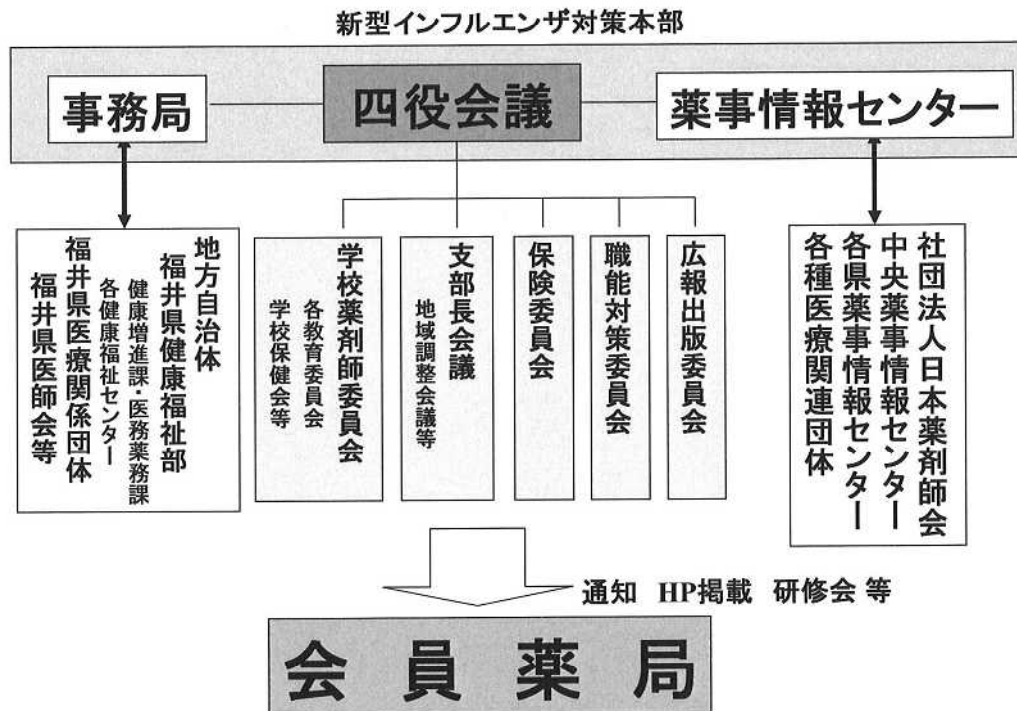
附 則

この要綱は、平成 21 年 10 月 4 日から適用する。

(別表1)新型インフルエンザ対策本部委員

本部長	県薬対策本部の業務を総括する。	福井県薬剤師会会長
副本部長	本部長を補佐し、県薬対策本部の業務を行う。	〃 副会長
本部委員	本部長の命を受け、県薬対策本部の業務を行う。	〃 専務理事 〃 常務理事 本部長が指名する者 (3 名程度)

福井県薬剤師会新型インフルエンザ対策本部(構成図)



本部長	福井県薬剤師会会長
対策本部	四役会議（会長・副会長3名・専務理事1名 常務理事2名） 事務局、薬事情報センター
	上記メンバーにより、各種情報を収集して、然るべき対策を協議・決定する。 必要に応じて、委員長を収集して委員会等と共同で対策を協議・決定する。
事務局	事務局長・事務員 地方自治体・医療関係団体等からの情報収集、四役会議・関係委員会への情報提供 地方自治体・医療関係団体（医師会等）との連絡・調整等
薬事情報センター	センター長 薬剤師2名 事務員1名 （社）日本薬剤師会・医療関連団体等からの情報収集、四役会議への情報提供

必要に応じて、対応する委員会・会議等

学校薬剤師委員会
学校関連のインフルエンザ対策の情報収集（全国、地方）
各地区教育委員会との情報交換
担当学校薬剤師が学校保健会との連携する際の周知徹底・支援

保険委員会
インフルエンザ対策関連の保険業務の会員への周知徹底

職能対策委員会
薬局におけるインフルエンザ対策の啓蒙・周知徹底

広報出版委員会
インフルエンザ関連記事（通知等も含む）のHP掲載・会報掲載

支部長会議
福井県内の各地域調整会議での情報収集等

政府、福井県機関および関係医療団体等連絡先一覧

1 政府機関

団体名	連絡先 TEL	URL
内閣官房	03 3253 2111	http://www.cas.go.jp/
厚生労働省	03 3253 1111	http://www.mhlw.go.jp/
外務省	03 3580 3311	http://www.mofa.go.jp/mofaj/
農林水産省	03 3502 8111	http://www.maff.go.jp/

2 福井県関係機関

団体名	連絡先 TEL	URL
県健康増進課	0776-20-0349	http://www.pref.fukui.jp/doc/kenkou/index.html
県医務薬務課	0776-20-0347	http://www.pref.fukui.jp/doc/imu/index.html
福井健康福祉センター	0776-36-1116	http://www.pref.fukui.jp/doc/fukui-hwc/index.html
坂井健康福祉センター	0776-73-0600	http://www.pref.fukui.jp/doc/sakai-hwc/index.html
奥越健康福祉センター	0779-66-2076	http://www.pref.fukui.jp/doc/okuetu-hwc/index.html
丹南健康福祉センター	0778-51-0034	http://www.pref.fukui.jp/doc/tannan-hwc/index.html
二州健康福祉センター	0770-22-3747	http://www.pref.fukui.jp/doc/nisyuu-hwc/index.html
若狭健康福祉センター	0770-52-1300	http://www.pref.fukui.jp/doc/wakasa-hwc/index.html

3 各支部

支部名	TEL	FAX
福井支部（ひまわり調剤薬局）	0776-41-8510	0776-41-8517
坂井支部（こばやし薬局）	0776-82-3305	0776-82-5542
大野支部（サイト薬局）	0779-66-2992	0779-66-1622
勝山支部（くすのき薬局）	0779-89-2458	0779-89-2458
鯖江支部（服部薬局）	0778-65-0280	0778-65-2289
武生支部（ココロ薬局）	0778-21-3147	0778-21-3048
敦賀支部（泉ヶ丘調剤薬局）	0770-20-0311	0770-20-0312
小浜支部（おおて薬局）	0770-53-0711	0770-53-0715
県庁支部（衛生環境研究センター）	0776-54-5630	0776-54-5630
病院支部（福井社会保険病院薬剤部）	0779-88-0350	0779-88-3739

4 その他関係機関

団体名	連絡先 TEL	URL
国立感染症研究所	03-5285-1111	http://www.nih.go.jp/niid/
国立感染症研究所 感染症情報センター	03-5285-1111	http://idsc.nih.go.jp/index-j.html
日本薬剤師会	03-3353-1170	http://www.nichiyaku.or.jp/
日本薬剤師会 中央薬事情報センター	03-3353-2251	http://www.nichiyaku.or.jp/
日本病院薬剤師会	03-3406-0485	http://www.jshp.or.jp/
日本学校薬剤師会	03-5368-6141	http://www.nichigakuyaku.org/
福井県医師会	0776-24-0387	http://www.fukui.med.or.jp/
福井県歯科医師会	0776-21-5511	http://www.fda.or.jp/
福井県看護協会	0776-54-7103	http://www.kango-fukui.com/
福井県病院薬剤師会	0776-61-8529	http://fhpa.fukuyaku.or.jp/